

岡山県経営者協会 会費基準

平成13年4月1日改定

区 分		資本金・出資金・基金割等年会費			入会金	備 考
		5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上		
従業員数割年会費	20人未満	0円	10,000円	20,000円	1,000円	
		30,000円				
	20人以上100人未満	0円	10,000円	20,000円	2,000円	
		40,000円				
	100人以上300人未満	0円	10,000円	20,000円	5,000円	
		60,000円				
	300人以上500人未満	0円	10,000円	20,000円		
		90,000円				
500人以上1,000人未満	0円	10,000円	20,000円			
	130,000円					
1,000人以上2,000人未満	0円	10,000円	20,000円			
	200,000円					
2,000人以上	0円	10,000円	20,000円			
	360,000円					

- 注) 1. 上段: 資本金割等年会費、下段: 従業員数割年会費
 2. 年会費は、資本金割等および従業員数割の年会費の合計金額とする
 3. 県外に本社がある、県内の工場・支店などについては、換算資本金額を適用

$$* \text{換算資本金額} = \text{資本金等} \times \frac{\text{工場・支店などの従業員数}}{\text{全体従業員数}}$$